本資料のうち、枠囲みの内容は 他社の機密事項を含む可能性が あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-工-D-01-0016_改 0
提出年月日	2020年9月16日

基本設計方針に関する説明資料

【第22条 監視試験片】

- ・先行審査プラントの記載との比較表
- ・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2020年9月

東北電力株式会社

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉本体の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/6/5版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	差異理由
		2.2 監視試験片 1 メガ電子ボルト以上の中性子の照射を受ける原子 炉圧力容器は、当該容器が想定される運転状態におい て脆性破壊を引き起こさないようにするために、施設 時に適用された告示「発電用原子力設備に関する構造 等の技術基準(昭和55年通商産業省告示第501号)」 を満足し、機械的強度及び破壊じん性の変化を確認できる個数の監視試験片を原子炉圧力容器内部に挿入することにより、照射の影響を確認できる設計とする。 【22条1】 監視試験片は、適用可能な日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法」(JEAC4201)により、取	告示適用年度の相違
		り出し及び監視試験を実施する。 【22 条 2】	<柏崎刈羽7号との比較> 記載方針の相違 (女川2号は14条第2項(解釈4)の要認 として整理している。)

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	要水事項との対比表し 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	加州石
(監視試験片)			ハ 原子炉本体の構造及び	第十七条 原子炉冷却材圧		
			設備	カバウンダリ		
			(4) 原子炉容器	適合のための設計方針		
			(i) 構造	第1項第3号について		
第二十二条 設計基準対象	1メガ電子ボルト以上の	1メガ電子ボルト以上の	a. 原子炉圧力容器は,円	(使用期間中の監視)	基準要求への適合性を明確	原子炉本体
施設に属する容器であっ	中性子の照射を受ける原子	中性子の照射を受ける原子	1 **** **** *****	供用期間中検査(溶接部	化	2.2 監視試験片
て、一メガ電子ボルト以上	炉圧力容器は, 当該容器が	炉圧力容器は, 当該容器が	を付した鋼製容器に、半球	等の非破壊検査、耐圧部の	(監視試験片に対する要求	(以下同様の施設区分)
の中性子の照射を受けその	想定される運転状態におい	想定される運転状態におい	形の鋼製上ぶたをボルト締	耐圧,漏えい試験)を実施	を明確化)	
材料が著しく劣化するおそ	て脆性破壊を引き起こさな	て脆性破壊を引き起こさな	めする構造である。 1	し、構成機器の構造や気密		
れがあるものの内部には、	いようにするために、施設	いようにするために、施設	また、供用期間中定期的	の健全性を評価し, ◆また,		
当該容器が想定される運転	時に適用された告示「発電	時に適用された告示「発電	にその健全性に関する検査	欠陥の発生の早期発見のた		
状態において脆性破壊を引	用原子力設備に関する構造	用原子力設備に関する構造	を行い得るような構造とす	め漏えい検出系計装を設置		
き起こさないようにするた	等の技術基準(昭和55年通	等の技術基準(昭和55年通	る。3	して監視を行えるよう設計		
めに、照射の影響を確認で	商産業省告示第501号)」を	商産業省告示第501号)」を		する。②		
きるよう次に定める監視試	満足し、機械的強度及び破	満足し、機械的強度及び破	f. 非延性破壊に対する考	また, <u>原子炉圧力容器</u> の		
験片を備えなければならな	壊じん性の変化を確認でき	壊じん性の変化を確認でき	慮	母材、熱影響部及び溶着金		
ν ₀ 1	る個数の監視試験片を原子	る個数の監視試験片を原子	原子炉圧力容器は,非延	属については、 <u>試験片を原</u>		
	炉圧力容器内部に挿入する	炉圧力容器内部に挿入する	性破壊防止の観点から,原	子炉圧力容器内に挿入し		
一 監視試験片の材料は、	ことにより、照射の影響を	ことにより、照射の影響を	子力規制委員会規則等に基	て,原子炉圧力容器と同様		
中性子の照射領域にある容	確認できる設計とする。	確認できる設計とする。	づき破壊靭性を確認し,適	な条件で <u>照射</u> し, ①a 定期的		
器の材料と同等の製造履歴	【22条1】	①a①b 【22 条 1】	切な温度で使用する。	に <u>取出し</u> 衝撃試験を行い②		
を有するものであること。			なお、中性子照射による	a <u>破壊</u> 靱 <u>性</u> の <u>確認</u> を行う。 ①		
1			破壊靭性の変化を監視する	b		
			ため,原子炉圧力容器内に			
【解釈】			試験片を挿入する。	5. 原子炉冷却系統施設		
1 第22条において「設			② (①a①b 重複)	5.1 原子炉圧力容器及び		
計基準対象施設に属する容				一次冷却材設備		
器であって、一メガ電子ボ				5.1.1 通常運転時等		
ルト以上の中性子の照射を				5.1.1.2 設計方針		
受けその材料が著しく劣化				(7) 原子炉圧力容器		
するおそれがあるもの」と				a. 原子炉圧力容器は, 通常		
は、原子炉圧力容器をいう。				運転時,運転時の異常な過		
1				渡変化時及び設計基準事故		
2 第22条に適合する監				時においてその健全性を確		
視試験片は、「設計・建設規				保できる設計とする。		
格 2005」 又は「設計・建設規						
格 2012」の該当規定(第1				b. 原子炉圧力容器の最低		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し		<u>i_</u>	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
2章 監視試験) に次の規定				使用温度は,原子力規制委		
を付加した要件によるこ				員会規則等に基づいた破壊		
¿. ①				力学等の評価により, 関連		
・第1号及び第3号の「容器				温度(RT _{NDT})に対して十分高		
の材料」には、中性子の照射				くする。③		
領域に溶接部がある場合、						
母材/溶接金属と同数の溶				c. 中性子照射による関連		
接熱影響部の監視試験片も				温度 (RT _{NDT}) 変化を監視する		
設置すること。なお、既設プ				ため、原子炉圧力容器内に		
ラントについては、施設時				試験片を挿入する。 🐠 (①a		
に適用された以下の告示に				重複)		
よる監視試験片が設置され						
ていること。						
·通商産業省「発電用原子力						
設備に関する構造等の技術						
基準(昭和55年通商産業						
省告示第501号)」適用プ						
ラントについては同告示第						
105条の規定						
•通商産業省「発電用原子力						
設備に関する構造等の技術						
基準(昭和45年通商産業						
省告示第501号)」適用プ						
ラントについては同告示第						
75条の規定						
• 通商産業省「発電用原子力						
設備に関する技術基準の細						
目を定める告示(昭和40						
年通商産業省告示第272						
号)」						
二 監視試験片は、容器の	監視試験片は,適用可能	監視試験片は、適用可能		(10) 試験可能性	基準要求への適合性を明確	
使用開始後に取り出して試	な日本電気協会「原子炉構	な日本電気協会「原子炉構		下記の試験検査が可能な	化	
験を実施することにより、	造材の監視試験方法」(JE	造材の監視試験方法」(JE		ような設計とする。	(適用規格に基づき, 取り	
容器の材料の機械的強度及	AC4201)により、取り	AC4201)により、取り		a. 原子炉冷却材圧力バウ	出し及び監視試験を実施す	
び破壊じん性の変化を確認	出し及び監視試験を実施す	出し及び監視試験を実施す		ンダリ供用期間中検査	ることを記載)	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

II de Hawaii In hai a haada	設工認申請書	設工認申請書	安水事項との別れる。 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	145 - Ja
技術基準規則・解釈	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
できる個数とすること。	る。	る。		b. 原子炉構造材監視試験		
12	【22 条 2】	②a②b 【22 条 2】		②b		②a 引用元:P1
				c. 主蒸気隔離弁作動試験		
【解釈】				\$		
3 第2号に規定する「監				d. 主蒸気隔離弁機能試験		
視試験片は、容器の使用開				\$		
始後に取り出して試験を実				e. 主蒸気隔離弁漏えい率		
施する」とは、「監視試験方				試験⑤		
法 (JEAC 4201-2007)」、「監				f. 主蒸気逃がし安全弁設		
視試験方法 (JEAC 4201-200				定圧確認試験⑤		
7/2010)」及び「監視試験方						
法(JEAC4201-2007/2013)」				5.1.1.7 評価		
の規定に「日本電気協会「原				(8) 下記の試験検査を行		
子炉構造材の監視試験方法				うことができる設計として		
(JEAC 4201)」の適用に当				いる。		
たって(別記-6)」の要件				a. 原子炉冷却材圧力バウ		
を付したものにより、監視				ンダリ供用期間中検査🕏		
試験片の取り出し及び監視				b. 原子炉構造材監視試験		
試験並びに必要な場合は監				◆(②b 重複)		
視試験片の再生を実施する				c. 主蒸気隔離弁作動試験		
ことをいう。(「日本電気協				\$		
会規格「原子炉構造材の監				d. 主蒸気隔離弁機能試験		
視試験方法」(JEAC 4201-20				\$		
07) 及び 「原子力発電所用機				e. 主蒸気隔離弁漏えい率		
器に対する破壊靭性の確認				試験⑤		
試験方法」(JEAC 4206-200				f. 主蒸気逃がし安全弁設		
7) に関する技術評価書」(平				定圧確認試験⑤		
成21年8月原子力安全·						
保安院、原子力安全基盤機						
構取りまとめ)、「日本電気						
協会「原子炉構造材の監視						
試験方法(JEAC 4201-2007)						
[2010 年追補版]」に関する						
技術評価書」(平成23年5						
月原子力安全・保安院、原子						
力安全基盤機構取りまと						
め) 及び 「日本電気協会 「原						

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
子炉構造材の監視試験方法						
(JEAC4201-2007)[2013 年追						
補版]」に関する技術評価						
書」(原規技発 1510073 号(平						
成27年10月7日原子力						
規制委員会決定))) ②						
三 監視試験片は、中性子						
の照射領域にある容器の材						
料が受ける中性子スペクト						
ル、中性子照射量及び温度						
履歴の条件と同等の条件に						
なるように配置すること。						
1						

【第22条 監視試験片】

- : 該当なし : 前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

绺	第 22 条 (監視試験片)							
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方(理由)	添付書類					
1)	・試験片の個数 ・原子炉容器の材料と同 等の環境条件に設置	技術基準の要求を受けた内容とし て記載している。	1 − ~Ξ	1 2	_			
2	監視試験片の取り出し, 試験	同 上	1 =	3	_			
2.	2. 設置許可本文のうち,基本設計方針に記載しないことの考え方							
No.	項目	考え方	添付書類					
1	原子炉圧力容器の構造	第23条に対する内容であり、本条文	_					
2	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため						
3	供給期間中の検査	検査の補足的な記載であり記載しな	_					
3.	設置許可添八のうち,基本	は設計方針に記載しないことの考え方	ī					
No.	項目	考え方			添付書類			
1>	非破壊試験等	検査の補足的な記載であり記載しな	い。					
2>	横川期間中の監視に関する補足的な記載であり記載しない。							
3>	設備の健全性	設備の補足的な記載であり記載しない。						
4	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。 -						
\$	その他試験検査	検査の補足的な記載であり記載しない。 -						
4.	1. 詳細な検討が必要な事項							
No.	No. 書類名							
а	a 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書							
b	b 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書							